

尚余談トシテ大臣ハ墨西哥ノ連盟脱退声明當時一年後ハ墨西哥ノ財政状態改善ニ依リ再考ノ余地アリントノ希望ヲ付言シ置キタルモ日本脱退後連盟カ國際間ノ正義ノ「トリビユナル」トシテ其ノ勢力一変スヘク墨西哥ノ加盟継続ハ愈々疑問性ヲ加ヘ來ルヘキ事确实ナリト切言シタリ
連盟ニ転電シ米ニ贈送セリ

317 昭和8年2月(20)日

在ジュネーブ軍縮全權より
内田外務大臣宛(電報)

連盟脱退に伴ない軍縮會議参加は慎重にすべ

き旨意見具申について

軍第三五四号(至急秘秘)

貴電軍第九一号ニ関シ

万一我方カ連盟脱退ノ如キ事有ル場合ニモ軍縮會議ニハ踏ミ停マリ其目的達成ノ為協力セラレムトスル御措置ハ同事業本来ノ精神ニ顧ミルトキハ勿論來ルヘキ世界經濟會議ニ對シ参加セラレムトスル建前トナリ居ル關係キアリム御尤モノ事ト思考セラルルモ軍縮ハ各國ノ特殊事情ヲ考量シ國防ノ安全ヲ害セザル範圍内ニ於テ為スヘキモノナルニ拘ラス滿州問題ニ於テ不幸連盟ト所見ヲ異ニスル上ハ本軍縮

ヲ請フ

一、滿州問題ニ関シ連盟ト正面衝突ヲ為セルニ際シ政治問題ト不可分ナル軍縮會議ニ殘留シ彼等ト論議スルハ意義ヲ為サス

二、陸空軍ニ関スル主張中滿州問題ト関連セシメ得サレハ説明ノ付カサルモノアリ滿州ヲ否定セル彼等ニ我主張ヲ聽從セシムル望無シ

三、軍縮ノミニ残り同事業ノ実現ニ忠実ナルヲ装ヒ彼等ノ欲心ヲ買ハントスルカ如キハ始息千方ト申スヘク此ノ際ハ聯クトモ政治的関係アル問題ニ関シテハ綺麗薩張リト連盟ト絶縁シ帝國ノ決意ヲ表明スルコト固威ヲ保持シ彼等ヲシテ畏敬ノ念ヲ抱カシムル所以ナルヘシ
英ニ転電セリ

319

昭和8年2月20日

内田外務大臣より
在ジュネーブ連盟代表宛(電報)

連盟總會における日本代表の引揚げその他対策に関する閣議決定について

別電 同日内出外務大臣より在ジュネーブ連盟代表宛
第四五号

會議ニ於テ公正ナル協定ニ到達シ得ヘキヤ甚タ疑ヒ無キ能ハス他我方我國目下ノ情勢ニ鑑ミルニ仮令我方カ連盟脱退後依然軍縮會議ニ参加シ居ルトルモ積極的ニ同事業ノ進捗ニ貢献スルコト能ハサルヘキノミナラス寧ろ之ヲ抑ヘントスル狀況ヲ呈スルコトナルヘク又會議後實際討議ニ當リ安全保障問題ニ関連シ露國ハ之ヲ東洋ニモ及ホリムトシ其ノ他數多ノ國モ之ヲ歐洲ニ限ラス世界的ナラシムトスル關係セアリ我立願頗ル困難トナルノミナラス我方態度ハ列國ノ疑惑非難ノ的トナルヘキヲ惧ル
就アハ之等ノ点ニ関シ今一応篤ト御考量ヲ仰キ度シ
以上松平全權ト打合せ済

318 昭和8年2月(20)日

※在ジュネーブ軍縮全權より
内田外務大臣宛(電報)

軍縮會議脱退方について

(免電番号不明)

建川ヨリ(極秘親展)

帝國カ連盟ヨリ即時脱退セラルル場合ハ素ヨリ一時代表引揚ノミニ止マルル場合ニ於テモ本職ハ左ノ理由ニ基キ軍縮會議ヨリモ全部脱退セラルルヲ適當トスル意見ナリ御賢断

右に関する閣議決定

第四四号 暗、至急秘秘

二月二十日ノ閣議ニ於テ別電第四五号ノ通り決定シ直ニ上奏御裁可ヲ經タリ
本件取扱方至急追電ス

別電ト共ニ米、支、北平、南京、天津、滿ニ転電セリ
土ヲ除ク在歐各大使ニ転電アレ

(別電)

第四五号 暗、至急秘秘

一、帝國政府ハ二月一日閣議決定ノ結果臨時總會ニ對スル帝國代表ニ對シ同總會カ規約第十五条第四項ノ適用ニ移リタル場合我方ニ於テ連盟脱退ノ措置ニ出ツルヤ否ヤハ同項ニ基テ報告書ノ内容ヲ慎重檢討シタル上自主的ニ之ヲ決定スヘキコトヲ電訓セル次第ナリ

二、然ルニ今般連盟側ノ提示シ來レル報告書案ニ依リハ帝國代表ノ努力ニ拘ラス我方對滿方針ト相容レサル所述並ニ勸告ヲ為シ居ル処我方トシテハ連盟ノ態度如何ニ拘ラス既定ノ方針ヲ遂行セサルヲ得ス從テ總會ニ於テ該報告書案ノ採択ヲ見ル場合ニハ帝國政府トシテハ帝國ト連盟

トノ關係ニ付連盟脱退ノ方針ヲ定メ帝國憲法上ノ手續ヲ執ルノ要アルニ付我方トシテハ差當リ左記手順ニ依リ臨時總會ニ對スル帝國代表ノ引揚ヲ行フト共ニ總會ノ採択セル報告書ニ對シ第十五條第五項ニ基テ陳述書ヲ公表ス

(-)引揚ノ時期ハ總會ニ於テ我方ノ立場ヲ闡明スル聲明ヲナシ且報告書ノ採択ニ對シ反對投票ヲナシタル上即時之ヲ行フコト

(-)前記引揚ハ臨時總會閉會ニ伴フ然レ引揚ト同一視セラレ其ノ政治的効果面白カラサルニ付前項ノ聲明中ニハ「總會ノ採択セル報告書ハ我方ノ承認ヲ得サルモノニシテ故ニ帝國政府ハ日支紛争事件ニ関シ連盟ト協力シ得ル限度ニ達シタルモノト認ムルト共ニ帝國ト連盟トハ東洋平和ノ確立ニ関スル所信ヲ異ニセルコトヲ体得セリ」等ノ趣旨ヲ明示スルコト

三、尙愈々連盟脱退ノ場合ニハ之ニ伴フ内外機微ノ情勢ニ對シ特ニ慎重ノ考慮ヲ払ヒ善処スルヲ要スルヲ以テ既定ノ對滿方針ニ邁進スル一方對支、對露其ノ他歐米諸國トノ關係ニ於テハ努メテ公正ノ態度ヲ持シ敵ニ事端ノ發生脱退ニ基テ我國國際的地位ノ急變ヲ緩和シ度キ考ニテ從テ政府ノ聲明其ノ他貴方ニ於ケル演說等ニ於テモ此ノ方針ト背馳セサル様致度所存ナリ

米、支、北平、南京、天津、滿ニ転電セリ

土ヲ除ク在歐各大使ニ転電アレ

321 昭和8年2月21日 内田外務大臣より
在ブラジル國林大使、在米國出淵大
使他宛(電報)

對連盟方針閣議決定の要領について

合第四四七号 暗、極秘

二月二十日ノ閣議ニ於テ左記要領ノ通り決定セリ

「今般連盟側ノ提示シ来レル報告書案ハ帝國對滿方針ト相容レサル所述並ニ勸告ヲ為シ居ル処我方ハ飽迄既定ノ方針ヲ遂行セサルヲ得ス從テ總會ニ於テ該報告書案ヲ採択シタル上ハ帝國政府トシテハ連盟脱退ノ方針ヲ定メ憲法上ノ手續ヲ執ルノ要アルニ付差當リ報告書採択ノ際ハ帝國代表ヲシテ之ニ對シ反對投票ヲナスト共ニ我方ノ毅然タル立場ヲ闡明スル適當ノ聲明ヲナシタル上即時總會ヨリ引揚ケシム

ヲ避クルト共ニ一般の平和事業ニハ引続キ誠意ヲ以テ参与スルノ方針ヲ執リ以テ脱退ニ伴フ内外ノ不安ヲ緩和スルニ努ムヘク而シテ右趣旨ヲ中外ニ徹底セシムル為ニ徹然ニシテ適切ナル手段ヲ講スヘシ

320 昭和8年2月21日 内田外務大臣より
在ジュネネーヴ連盟代表宛(電報)

閣議決定の取扱方について

第五三三号 暗、至急

往電第四四七号末尾ニ関シ

一、我方トシテハ連盟側ニテ除名等ノ過激措置ニ出テ来サル限リ脱退ニ関スル手順ハ飽迄モ沈着ニ而モ緩漫ニ隨セサル様行ヒ度キ考ナリ

二、尙ホ往電第四四七号閣議決定ノ三ニ依リテモ御承知相成ルヘキ通り我方針ハ代表ノ引揚乃至連盟脱退後ニ於テモ所謂亞細亞ニ退キ歐米諸國トノ關係ヲ疎略ニスルノ趣旨ニハアラスシテ此等諸國ノ特殊ノ立場ニ照応シテ友好關係ノ増進ヲ計ルヘク殊ニ極東ニ利害關係ヲ有スル主要國トハ從前ノ同盟、乃至協商等ニ由来スル親善ノ記憶ト情誼トヲ考慮シテ之等諸國トノ間ニ必要ノ協調ヲ計リ以テ

尚愈々連盟脱退ノ場合ニハ既定ノ對滿方針ニ邁進スル一方對支、對露其ノ他歐米諸國トノ關係ニ於テハ努メテ公正ノ態度ヲ持シ敵ニ事端ノ發生ヲ避クルト共ニ一般の平和事業ニハ引続キ誠意ヲ以テ参与スルノ方針ヲ執リ以テ脱退ニ伴フ内外ノ不安ヲ緩和スルニ努ムヘシ

(編注) 本電報は「柔港、露、浦潮、ハ、バロフスク、アレキ、サンドロフスク、オ、ハ、マ、ニラ、新嘉坡、仏、英、滿、香港」および在中國各總領事館にも發電された。

322 昭和8年2月22日 在ジュネネーヴ連盟代表より
内田外務大臣宛(電報)

連盟總會の報告書に対する日本代表部のオブ

ザーベイションについて

付記 右オブザーベイション

第一四〇号(暗、大至急)

本二十一日ノ總會ニ於テハ報告並勸告案提出セララルノミニテ別段ノ討議ニ入ラス閉會シ二十四日再開迄各代表ヲシテ之ヲ研究セシムル予定ナルニ鑑ミ其間各代表ヲシテ本件報告勸告案ニ對スル我方ノ意見ヲ充分認識セシムル事適當